

平成26年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正する。

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格・失格基準価格の見直し

□ 価格の算定方法

平成26年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、中央公契連モデル式(H25.5.16改正)を適用する。

【最低制限価格・低入札調査基準価格】

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費等×30%)+消費税



改正内容 (一般管理費等×30% → 一般管理費等×55%)

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費等×55%)+消費税

【失格基準価格(5億円未満)】

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×70%+一般管理費等×30%)+消費税



改正内容 (現場管理費×70% → 現場管理費×80%)

改正内容 (一般管理費等×30% → 一般管理費等×55%)

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×80%+一般管理費等×55%)+消費税

【失格基準価格(5億円以上)】: 改正なし

□ 鋼橋製作・架設工事の最低制限価格等について

平成26年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、鋼橋製作・架設工事の算定式を追加し、中央公契連モデル式(H25.5.16改正)を適用する。

2. 前払金対象工事の拡大

□ 前払金対象工事

平成26年4月1日以降に契約の締結を行う案件から、前払金対象工事を拡大する。

【前払金対象工事】

設計金額525万円(税込)以上、工期90日以上工事



改正内容 (前払金対象工事の拡大)

設計金額130万円(税込)以上の案件(工期の条件無し)

ただし、単価契約は除きます。

3. 中間前払金制度の実施

□ 中間前払金制度

平成26年4月1日以降に契約の締結を行う案件から、中間前払金制度を実施する。

【中間前払金制度】

すでに前払金を支払った工事において、工期の2分の1を経過し、一定の要件を満たした場合に、契約金額の20%の前払金を追加で支払う。

要件

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・出来高が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4. かし担保保証金の取扱いの変更

□対象工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約する案件について、かし担保保証金の取扱いを変更する。

【かし担保保証金を必要とする工事】

現状

工事内容	契約金額	留保期間	契約金額に対する徴収金額
土木工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2
<u>植栽工事</u>	<u>10,000 千円以上</u>	<u>1 年</u>	<u>100 分の 3</u>
建築工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2
機械工事	150,000 千円以上	2 年	100 分の 2
その他工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2



変更内容（植栽工事を対象外とする。）

変更後

工事内容	契約金額	留保期間	契約金額に対する徴収金額
土木工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2
建築工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2
機械工事	150,000 千円以上	2 年	100 分の 2
その他工事	150,000 千円以上	1 年	100 分の 2